

# 競輪開催業務等包括委託業務に関する公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

高知競輪の経営の安定化及び存続を図ることを目的とし、平成22年度から16年間（第1期：3年，第2期：3年，第3期：5年，第4期：5年），車券発売・払戻等を含めた開催業務を包括的に委託し、競輪開催業務の改善や人件費等の削減など、一定の成果をあげている。

現在の包括委託契約は令和7年度をもって契約満了となるため、競輪開催業務の一層の効率化と集客・ファンサービスの向上を図り、安定した経営を継続していくことを目的に、受託者を新たに公募し、民間事業者の視点からの創意工夫を生かした新たな競輪事業運営について、広く提案を求めるものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 競輪開催業務等包括委託業務
- (2) 業務場所 高知競輪場（高知市陸上競技場（日本トーターリョウマスタジアム））  
所在地：高知市大原町45番地  
所有者：高知市
- (3) 業務内容 別紙「提案書作成要領及び業務仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和13年3月31日  
（業務実施期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日）
- (5) 委託上限額 3,865,000千円（消費税及び地方消費税含む。）  
※消費税率は、消費税及び地方消費税を合わせて10%とする。

## 3 包括委託にあたっての基本的な考え方

- (1) 安全・公正かつ円滑な業務の運営
- (2) 来場者の促進・車券売上及びファンサービスの向上
- (3) 市民に親しまれる競輪場の確立
- (4) 効率的な運営によるトータルコストの削減
- (5) 本市の財政に寄与する安定的な経営の確立

## 4 公募に参加する者に必要な資格要件等

公告日から契約相手方の候補決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体での参加も可能とし、共同企業体の代表者及び構成員がすべて要件を満たす者であること。ただし、(5)については、共同企業体の代表者が要件を満たしていれば足り、(6)については、共同企業体の代表者又は構成員のいずれかが要件を満たしていれば足りる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要

綱」という。)の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者

- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 全国の競輪場での包括委託等、総合運營業務の受託実績(受託実績期間が公告日時点で1年以上のものに限る。)があること。
- (6) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく警備業の認定を各都道府県公安委員会から受けている者
- (7) 自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)第3条第2項各号のいずれにも該当しない者
- (8) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者
- (9) 健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者
- (10) 共同企業体を結成して申請する場合の各構成員は、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

## 5 審査及び選定基準

### (1) 審査方法

審査方法は、次のとおりとする。

#### ① 1次審査

参加資格要件の確認のため、提出書類による資格審査を実施し、提案書の提出者を選定する。

#### ② 2次審査

資格審査の結果、公募に参加する資格が認められた者によるプレゼンテーションを実施し、選定基準に基づき、本市が設置する「競輪開催業務等包括委託業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において審査し、契約相手方の候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

### (2) 選定委員会の委員構成

選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)の構成は、次のとおりとする。

委員長1人、副委員長1人、委員3人 合計5人

### (3) 選定基準

- ① 1次審査の参加資格要件の確認は、「4 公募に参加する者に必要な資格要件等」のとおりとする。

- ② 2次審査の選定基準は、別記のとおりとする。
- (4) 候補者の決定
- ① 選定委員会による審査を経て、総得点が最も高い者を候補者とする。
- ② ①に関わらず、公募に参加する資格が認められた全ての者について、総得点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。
- ③ 審査の総得点が同点の場合は、選定基準の審査項目「3 業務実施計画」の総得点が高い者を候補者とし、当該項目も同点となった場合は、「2 業務実施体制」の総得点が高い者を候補者とする。
- ④ 候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする。
- (5) 審査結果通知
- ① 1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。
- ② 2次審査結果は、提案書の提出者全員に書面で通知する。

## 6 実施スケジュール（予定）

(1) 公募型プロポーザル実施公告	令和7年7月14日（月）
(2) 業務説明会及び施設見学の参加申込締切	令和7年7月22日（火）
(3) 業務説明会及び施設見学	令和7年7月24日（木）
(4) 質問書の提出期限	令和7年7月31日（木）
(5) 質問に対する回答	令和7年8月6日（水）
(6) 参加意向申出書等の提出期限	令和7年8月12日（火）
(7) 参加資格確認結果通知	令和7年8月21日（木）
(8) 提案書等の提出期限	令和7年9月16日（火）
(9) 提案に対する審査・プレゼンテーションの実施	令和7年10月上旬
(10) 審査結果の通知	令和7年10月上旬
(11) 契約に係る事前協議	令和7年10月下旬
(12) 基本契約書の締結	令和7年10月下旬

## 7 説明会及び施設見学

応募予定の者は必ず参加すること。不参加の場合は応募できない。

- (1) 日 時 令和7年7月24日（木） 午前10時から午後4時
- (2) 場 所 高知市商工振興部公営事業課 会議室
- (3) 提出書類 説明会及び施設見学参加申込書（様式第1号）
- (4) 提出方法 ファックス又は電子メールにより提出すること。
- (5) 申込期限 令和7年7月22日（火） 午後4時（必着）
- (6) 提出先 「14 提出・問い合わせ先」と同じ。
- (7) 留意事項 ① 参加人数は1応募者につき5名までとする。  
② 提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

## 8 質疑・回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第2号）
- (2) 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (3) 提出期限 令和7年7月31日（木） 午後5時（必着）
- (4) 提出先 「14 提出・問い合わせ先」と同じ。
- (5) 回答方法 令和7年8月6日（水）までに全ての説明会参加者へ電子メールにより回答する。
- (6) 留意事項 ① 1問につき質問書1枚を使用すること。  
 ② 電子メールの件名を「包括委託質問」とすること。  
 ③ 提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

## 9 参加意向申出書等の提出

- (1) 提出書類  
 申請に際し、下表①～⑩に掲げる書類を提出すること。  
 ただし、2つ以上の事業者が共同企業体を結成して申請する場合は、下表①～⑫に掲げる書類を提出することとし、⑤～⑩は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

①	参加意向申出書（様式第3号）
②	資格要件確認書（様式第4号）
③	事業実績に係る契約書等（写し） ※受託実績期間が公告日時点で1年以上経過していることが確認できるものとする。 ※複数の競輪場と契約がある場合は、どれか1つを提出すること。
④	警備業法第4条の規定に基づく警備業の認定を各都道府県公安委員会から受けていることを証する書類（写し）
⑤	法人登記簿謄本又は登記事項証明書
⑥	市町村税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書。なお、本社所在地が東京23区の場合は当該証明書については、提出しないものとする。
⑦	都道府県税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
⑧	国税に係る納税証明書 ※法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税について未納がないことを確認できる証明書（証明書の種類：その3）
⑨	健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金に係る納入確認書 ※健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金について、直近2か年において未納がないことを確認できる証明書
⑩	財務諸表（写し） ※直近1年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等

⑪	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第5号）
⑫	共同企業体による申請に係る書類 ア 共同企業体結成に係る協定書（写し） ※出資比率，構成員ごとの担当業務，構成員が債務不履行の場合などを明確にすること。 イ 委任状（様式第6号）

**【注意事項】**

- 官公署等の証明書類は，申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
  - 本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有している者は，⑤～⑫の書類の提出を省略することができる。
- (2) 提出方法  
提出書類は紙媒体とし，持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
なお，共同企業体の場合は，共同企業体代表者が構成員となる全ての事業者の提出書類を取りまとめて提出すること。
- (3) 提出期限  
令和7年8月12日（火） 午後5時（必着）
- (4) 提出先  
「14 提出・問い合わせ先」と同じ。
- (5) 参加資格審査及び結果通知  
参加意向申出書等の提出があった者について資格審査を行い，審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。  
なお，資格審査により失格となったものは，通知を受けた日から起算して7日以内に，この理由について説明を求めることができる。

**10 提案書の作成要領**

上記9により，参加資格確認結果通知を受け，資格を有すると認められた者は，次に定めるところにより提案書を作成し，提出するものとする。

- (1) 提案内容等 別紙「提案書作成要領及び業務仕様書」のとおり。
- (2) 提出部数 各9部（正本1部，副本8部）
- (3) 提出方法 提出書類は紙媒体とする。各部見出しを記入したファイルに綴り，持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 提出期限 令和7年9月16日（火） 正午（必着）
- (5) 提出先 「14 提出・問い合わせ先」と同じ。

**11 プレゼンテーションの実施**

- (1) 日時  
令和7年10月上旬 ※日時の詳細は，別途通知する。
- (2) 場所  
高知市商工振興部公営事業課 会議室（高知市大原町45番地）

- (3) 持ち時間  
50分程度（プレゼンテーション30分以内，質疑応答20分程度）  
※準備・撤収は，審査前後の約10分間の休憩時間に行うこと。
- (4) 出席者  
1応募者につき5名までとする。
- (5) 準備物  
プレゼンテーションの際にパソコン等の使用を認めるが，スクリーン及びプロジェクター，HDMIケーブル以外の機器は各自準備すること。
- (6) プレゼンテーションの順番  
企画提案書の受付順とする。なお，辞退が出た場合は，順次繰り上げる等の方法により対処する。
- (7) 審査結果の通知  
審査結果を審査結果通知書により通知する。  
なお，候補者にならなかった者は，通知を受けた日から起算して7日以内に，この理由について説明を求めることができる。

## 12 結果の公表

- (1) 審査結果の通知時  
候補者の名称・所在地・総得点，その他の参加者（名称は公表しない。）の総得点を本市の公式ホームページで公表する。
- (2) 候補者との契約締結後  
契約相手方，契約締結日，契約金額，その他必要事項を本市の公式ホームページで公表する。

## 13 契約の締結

- 「5 審査及び選定基準」により選定された候補者と契約内容について協議・調整を行ったうえで，双方合意に至った場合に5年間の基本契約を締結するものとする。
- また，契約は基本契約の他，年度毎に締結する委託契約の2本立てとし，年度毎に当該年度の契約内容及び契約金額について協議し，契約を締結するものとする。
- なお，協議が整わなかった場合は，選定により順位付けられた次点者と協議を行う。

## 14 提出・問い合わせ先

〒780-8031 高知市大原町45番地 高知競輪場内  
高知市商工振興部公営事業課  
担当：西本・横田・木村  
電話：088-833-2657 ファックス：088-833-6639  
E-mail：[kc-150900@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-150900@city.kochi.lg.jp)

## 15 その他留意事項

- (1) 応募者は，応募書類の提出をもって募集要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

- (2) 応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (4) 参加資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
  - ① 参加資格を満たさないこととなったとき。
  - ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
  - ③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反した場合
  - ④ 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (5) 契約相手方の候補決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
  - ① 参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - ② 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (6) 提出書類の取扱い
  - ① 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
  - ② 本市が受理した書類については、受理後の内容変更は原則認めない。
  - ③ 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
  - ④ 提出された書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出された書類の内容を無償で使用できるものとする。
  - ⑤ 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正等な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式第25号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断される場合や公開することが公益上必要であると認められる場合などは、公開することがある。
- (7) 本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (8) 本市が追加で資料の提出を求めた場合には、迅速に応じること。
- (9) 参加を辞退するときは、必ず、参加辞退届（様式第26号）を提出すること。
- (10) 当該プロポーザル実施にあたり、応募者に対し調査を行う場合がある。
- (11) 選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- (12) 契約締結後から業務の開始までの期間に委託業務に必要な準備に係る費用については、提案する委託料に含むものとする。

(別記)

### 競輪開催業務等包括委託事業者選定基準

審査項目	評価項目（評価ポイント）	評価点
<b>1 高知競輪への理解</b>		
(1) 高知競輪の現状分析及び課題、改善策	高知競輪の理解ができているか、また効果的な改善策の提案がされているか。	15
(2) 業務遂行における基本方針	包括委託にあたっての基本的な考え方を踏まえた提案となっているか。	10
<b>2 業務実施体制</b>		
(1) 運営組織・執行体制に関する提案	業務運営に必要な人員が確保されており、かつ専門の知識を有し十分な経験を積んだ者が責任者として配置されているか。	10
(2) 発売体制に関する提案	お客様の利便性・満足度向上に繋がる体制が提案されているか。	10
(3) 危機管理体制に関する提案	法令等の厳守、不測の事態に備えた取組、お客様の安全管理体制は十分か。	10
<b>3 業務実施計画</b>		
(1) 売上向上に関する提案	具体的で実現性があり、新規又は独創的な提案あるいは効果的な提案がされているか。	20
(2) 業務効率化に関する提案	効果的かつ具体的な改善・工夫があるか。	20
(3) 本場への集客増加に関する提案	具体的で実現性があり、新規又は独創的な提案あるいは効果的な提案がされているか。	20
(4) 地域貢献に関する提案	地元雇用や地元企業の活用について積極的であるか。また、地域貢献や活性化につながる施策が提案されているか。	10
(5) 機器の入替及び設備改修に関する提案	機器の入替及び設備改修について、安定的で効率的な開催運営が実施できる提案がされているか。	20
<b>4 経費</b>		
(1) 競輪開催業務等包括委託料	競輪開催業務等包括委託料が提案内容に見合った妥当なものであるか。	20
(2) 場外発売時の受託料率	妥当な受託料率になっているか。	10
(3) 収支の妥当性	収益保証額が確保されたうえで収支が妥当なものであるか。	5
<b>5 総合評価</b>		
(1) 事業者の経営状況、受託実績	委託業務を適切かつ円滑に行うための適正な経営基盤や総合運営業務の受託実績を有しているか。	10
(2) 事業運営の安定性・将来性など	業務の執行及び企画立案等において、民間活力が十分に発揮され、売上増や経費削減の効果、事業運営の安定性・将来性などについて、総合的に評価できる提案がされているか。	10
合計点数		200